

平成13年5月7日

各 位

会 社 名 株式会社CRC総合研究所
代表者名 取締役社長 麻生 耕造
(コード番号 9660 東証第二部)
問合せ先 取締役財務経理部長 能勢 八紘
(TEL 03-5634-5630)

新株引受権方式によるストックオプションの付与に関するお知らせ
(商法第280条の19に規定する新株引受権の付与)

当社は、平成13年5月7日開催の取締役会において、取締役および使用人に対する新株引受権方式によるストックオプションの付与について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. スtockオプション制度を導入する理由

取締役および使用人の業績向上に対する意欲・士気等を一層高めるため。

2. スtockオプション制度の概要

(1) 新株引受権の付与対象者

平成13年6月22日開催予定の当社第43回定時株主総会(以下、「本総会」という。)終結時に在任する当社取締役7名(ただし、内1名は、本総会議案「取締役1名選任の件」における候補者が、同議案において取締役に選任されることを条件とする)本総会終結後最初に開催される取締役会において執行役員に選任される使用人9名、および本総会終結時に在職する当社使用人のうち、平成13年4月1日時点において部長クラス以上の社内資格を保有する者および新しい技術・特許等で将来の業績向上に貢献できると当社が認定する者63名。

(2) 新株引受権の目的たる株式の額面無額面の別および種類

当社額面普通株式

(3) 新株引受権の権利付与日

平成13年8月1日

(4) 新株引受権の目的たる株式の数

137,000株を総株数の上限とし、当社取締役7名に対し合計42,000株、当社執行役員9名に対し27,000株、および当社使用人63名に対し合計68,000株をそれぞれ上限とする。

なお、権利付与日以降、株式の分割または併合が行なわれる場合、未行使の新株引受権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

(5) 新株発行価額

権利付与日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が権利付与日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、権利付与日以降、時価を下回る価額で新株を発行（転換社債の転換、新株引受権証券および商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権の権利行使の場合を除く）するとき、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以降、株式の分割または併合が行なわれる場合、発行価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(6) 新株引受権行使期間

平成 14 年 2 月 1 日から平成 16 年 7 月 31 日まで

(7) 新株引受権の行使の条件

対象者が当社の取締役または使用人たる地位を喪失した場合、権利行使については、当該地位喪失の原因に従いそれぞれ以下のとおりとする。但し、対象者が地位の喪失と同時に当社の取締役・監査役・使用人となった場合、関係会社の取締役・監査役に就任した場合、または関係会社に転籍した場合（以下、「地位の異動」という。）には権利行使することができ、当該地位の異動後の地位を喪失した場合はその原因に従い以下のとおりとする。

イ・自己都合、解任または懲戒解雇により地位を喪失した場合は、権利行使できない。

ロ・会社都合により、任期満了前または定年前に地位を喪失した場合は、地位喪失後 1 年間に限り権利行使できる。

ハ・任期満了または定年により地位を喪失した場合は、地位喪失後 1 年間に限り権利行使できる。

対象者が死亡した場合、死亡時より 1 年間に限り、相続人は権利行使できるものとする。

新株引受権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

この他の権利行使の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。

(8) その他

権利付与日以降、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、または株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他の必要が生じた場合は、合理的な範囲で新株引受権の目的たる

株式の数、新株発行価額、権利行使期間その他について必要と認める調整を行い、また権利行使を制限し、未行使の権利を失効させることができるものとする。

(注) 上記の内容については、平成 13 年 6 月 22 日開催予定の当社定時株主総会において、定款変更および新株引受権の付与が承認可決されることを条件といたします。

以 上